

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8160  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 吹田市融資制度

### 「融資の受付時」

### 収支内訳書を添付する必要はありません。」

3月18日(金)に吹田市まち産業活性化部融資担当との懇談を行いました。西尾常務理事と生駒局長が伺い、光岡参事と西本さんに対応して頂きました。吹田市の融資制度の受付窓口が商工会議所にうつり、吹田市との連携がうまくいっていないと思われる事例が出てきました。その事例を紹介しながら話し合いました。

### ① 融資担当が不在時の受付対応について

担当が不在の時に直出しを求められたり、書類不備の際に再度呼び出される事例がありました。これについては市からも「他の職員の皆さんに徹底してもらえるように伝えます。」とのことでした。

### ② 「収支内訳書」の添付について

受付の際に収支内訳書の添付を求められたことは過去に遡ってもありません。また、添付しなかったことで融資の申し込みを断られたり、融資が実行されなかったこともありませぬ。添付を求められた事例について市は「いらぬものを添付する必要はありません。現状を確認して改善します。」とのことでした。

### ③ 融資申込みから面接までの期間が長期化していることについて

日本政策金融公庫では1週間から10日程度で面接が行われ1カ月程度で融資額が実行されるケースが数多くあります。商工会議所で受付られた書類は午前中であればその日の午後、午後に受付られた書類は次の日には市役所に届いています。面接までに1カ月近くを要した事例について市は「申し訳なかつたです。申し込みをされた方々は早く資金が必要なわけですから、市が調整役となっているので改善をすすめます。」とのことでした。

### ④ 面接の日は配慮して設定して頂くことについて

市の融資担当から「この日でないダメです。」と配慮にかける面接日時の設定があつた事例について市は「そういう設定の仕方はしてないと思つていましたが、そういうことがあつたのであれば改善をすすめます。」とのことでした。

### ⑤ 受付窓口を市役所に戻していただくことについて

「要望があつたことをお伝えしておきます。」とのことでした。

### ⑥ その他

直近の融資実行率が過去最低になっている事への改善、「借り換え」の認識の確認などについて話し合いました。懇談の中で市は「中小業者のみなさんに元気になつてもらえるようにすすめています。」と話されていました。今回、要望したことが早期に改善されることを期待しています。

## 労働保険に加入しよう

労働保険とは労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、農林水産の一部を除き労働者を1人でも雇つていれば、事業主は加入手続きを行つて労働保険料を納付しなければなりません。

### 労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤での負傷、病気になつたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。

### 雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

### 手続きを怠つていた場合

加入手続きを行うように指導を受けたにもかかわらず、自主的に手続きを行わない事業主に対しては、行政庁の職権による加入手続き及び労働保険料の決定が行われます。その際、事業主は遡つて労働保険料を徴収されるほか追徴金が徴収されます。

また、事業主が故意または重大な過失により、労災保険の加入手続きを行わない期間中に労働災害が発生し労災保険給付が行われた場合は、事業主から遡つて労働保険料・追徴金が徴収され、労働保険給付に要した費用の全部または一部が徴収されます。

### 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。吹田民商の会員の多くのは吹田商工協同組合労働保険事務組合に委託されています。

## 吹田商工協同組合

### 労働保険事務組合に委託しよう

労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を提出します。

### 委託できる事業主は

常時使用する労働者が  
金融、保険、不動産、小売業では 50人以下  
卸売、サービス業では 100人以下  
その他の事業では 300人以下の事業主です。

### 事務処理委託のメリット

- ① 労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わつて処理しますので事務の手間が省けます。
  - ② 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。
  - ③ 労働保険料の額にかかわらず3回に分割して納付できます。(事務組合に委託していない場合は一定額を超えないと分割納付ができません)
- 労働保険のお問い合わせは事務所までご連絡ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共についで！